

第23期第5回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和8年4月22日(水) 15:00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

(1) 福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等の公示について

(諮問)

資料1

(2) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

資料2

(3) 第385回福岡佐賀有明海連合会区漁業調整委員会について(報告)

資料3

(4) 第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会について(報告)

資料4

(5) ノリ養殖の概況について(報告)

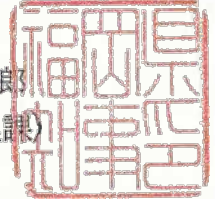
資料5

(6) その他

8 漁管第 1 3 1 号
令和 8 年 4 月 1 4 日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田 亮司 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」とい
う。）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条（以下「第 42 条」と
いう。）第 1 項及び福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号。以下
「規則」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第
3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第 11 条第 1 項に基づく公示（福岡県有明）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

(1) 県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を除く。)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで	制限なし	制限なし	1 2 0 隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業							
げんしき網漁業	げんしき網						

(2) 県内許可分

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域 (農林水産大臣管轄漁場を含む。)	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで	制限なし	制限なし	1 隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者
固定式刺し網漁業	固定式刺し網					8 隻	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで

8水第112号

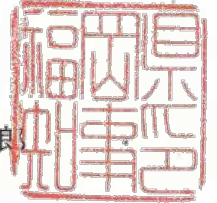
令和8年4月10日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和8年4月22日
福岡県有明海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○資源管理方針の一部改正について

令和8年4月1日より漁業法の一部が改正され、法の第26条の2項および30条の2項に特別管理特定水産資源の漁獲量等の報告が追記され、漁獲量等の情報の収集について一部取り扱いに変更が生じる。

そこで今回、福岡県資源管理方針の第6条その他資源管理に関する重要事項について一部変更したい。

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」までに、それぞれ定めるものとする。

改正案	現行方針
<p data-bbox="237 284 495 316">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="707 331 1070 363">〔制定 令和2年12月1日〕</p> <p data-bbox="692 379 1059 411"><u>最終改正 令和8年〇月〇日</u></p> <p data-bbox="237 475 477 507">第1～第5 (略)</p> <p data-bbox="237 523 730 555">第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p data-bbox="271 571 591 603">1 漁獲量等の情報の収集</p> <p data-bbox="282 619 1055 842">(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。</p> <p data-bbox="282 858 1055 1329">(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項<u>若しくは第2項</u>又は第30条第1項<u>若しくは第2項</u>の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p>	<p data-bbox="1111 284 1368 316">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="1570 331 1933 363">〔制定 令和2年12月1日〕</p> <p data-bbox="1554 379 1921 411"><u>最終改正 令和8年4月1日</u></p> <p data-bbox="1111 475 1350 507">第1～第5 (略)</p> <p data-bbox="1111 523 1603 555">第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p data-bbox="1144 571 1464 603">1 漁獲量等の情報の収集</p> <p data-bbox="1155 619 1928 842">(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。</p> <p data-bbox="1155 858 1928 1329">(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p>

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2～7 (略)

第7～第8 (略)

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2～7 (略)

第7～第8 (略)

漁業法抜粋

第二款 漁獲割当てによる漁獲量の管理

(漁獲量等の報告)

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源（次項に規定する特別管理特定水産資源を除く。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

第三款 漁獲量等の総量の管理

(漁獲量等の報告)

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。）の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外

のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

第385回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会

日 時：令和8年3月6日（金）15:00～
場 所：福岡県有明海水産会館 大会議室
（福岡県柳川市三橋町 271）

次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- (1) 令和8年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）
(1～19頁)
- (2) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の
状況等の報告について（報告） (20～25頁)
- (3) 農林水産大臣管轄漁場における福岡、佐賀両県の事業について（報告）
(26～29頁)
- (4) その他

4. 閉 会

第385回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会 出席者名簿

令和8年3月6日(金) 15:00～

【委員】

所 属	職 名	氏 名
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	副会長	半田 亮司
	委 員	今村 克博
	”	堤 大輔
	”	平野 年吉
	”	松藤 文豪
	”	森田 幸寛
	会 長	西久保 敏
	委 員	中島 浩徳
	”	香月 博司
	”	中島 龍
	”	大鋸 幸弘
	”	川村 嘉心

【臨席者】

所 属	職 名	氏 名
水産庁九州漁業調整事務所	所長	中村 克彦
	調整課係員	西田 羽那
佐賀県有明海漁業協同組合	指導部部长	有馬 隆文
	指導部次長	下田 貴利
福岡有明海漁業協同組合連合会	専務理事	林 宗徳
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	伊藤 毅史
	事務局長	荒巻 裕
佐賀県海区 漁業調整委員会事務局	主任主査	寺田 直樹
	漁業調整係長	松本 昌大
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	主任技師	田中 慎也
	漁場整備係長	後川 龍男
福岡県農林水産部 水産局水産振興課	主任技師	長倉 光佑
	事務局長	池浦 繁
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	技術主査	中川 清
	主任主事	山田 菜美子

第47回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和8年2月26日（木） 13：30～

場 所： 三番町共用会議所 大会議室（東京都千代田区九段南2-1-5）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 広域資源の管理について－日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- (5) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- (6) その他
 - ① 令和8年度資源管理関係予算について
 - ② その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会 会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会会長代理	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会会長	
	福井県 浦谷 俊晴	福井海区漁業調整委員会委員	
	京都府 倉 幹夫	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会会長	
	鳥取県 山根 慎司	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 永松 正則	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 仁保 宣誠	山口県日本海海区漁業調整委員会委員	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 伊藤 史郎	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 大久保 照享	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 山田 雅章	天草不知火海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	山陰旋網漁業協同組合 顧問
		本川 貴広	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理■	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅	アグリフューチャー・ジャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

くろまぐろ遊漁の管理について

令和8年2月 水産庁

1

I. 令和7年度における管理について

1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は170日。また、4月～翌2月までの総採捕数量は、令和8年2月13日時点で58.8トン（残り3.3トン）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.9トン	4.3トン	7.2トン	—
採捕禁止期間	4/9～ 4/30	5/14～ 5/31	6/5～ 6/30	7/4～ 7/31	8/4～ 8/31	—	—	—	12/28 ～ 12/31	1/19 ～ 1/31	2/4 ～ 2/28	—
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8 海域	J1海域		J1、J2 海域	J1、J3 海域	J1、J3 海域	J1、J2、 J3海域	—

（参考）令和6年度の採捕実績

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン (3.3トン)
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～ 6/30	7/7～ 7/31	8/5～9/30	—	1/9～3/31
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8海域	J1海域	J1海域

Ⅱ. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

	令和7年度（現行）	令和8年度（見直し）
採捕上限の設定	・ 毎月均等に設定。	・ 毎月均等に設定。 ・ 令和7年度の余剰分は各月に均等配分。 ・ 月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

【令和8年度の管理の考え方の例】

単位：トン

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
採捕実績	5	5	12.2									
超過数量	-	-	+7									
調整後採捕数量				5.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

※1 バッグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

3

4

Ⅲ. 届出制に関する状況について

1. 届出状況について

- 令和8年4月1日から導入されるくろまぐろ遊漁に関する届出について、令和8年1月1日から受付を開始。
- 令和8年2月13日時点における届出の件数は、計4,313件（対象者間の重複を含む）。それぞれの届出件数は以下のとおり。

対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 遊漁船以外の船舶 （プレジャーボート等） 運航者 ※遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶
届出件数	3,457件	902件	1,399件
海域ごとの届出件数	太平洋：1,681件	太平洋：379件	太平洋：521件
	日本海・九州西：2,696件	日本海・九州西：589件	日本海・九州西：1,032件
	瀬戸内海：177件	瀬戸内海：15件	瀬戸内海：23件
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日 前まで	令和8年1月1日（木）から 令和8年3月20日（金） まで	

※ 届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含む。

4

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十五号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和八年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

ガザミを採捕される皆様へ

ガザミの採捕禁止 (6/1~6/15)

有明海では、6月1日~6月15日の間、**漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!**

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

有明海の概略



※有明海とは・・・

委員会指示の対象となる「有明海」は以下の直線及び陸岸によって囲まれた海面です。

- 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

※周年、全甲幅長13cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。



福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県

水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先: TEL092-273-2004)

令和 7 年度ノリ養殖経過

1 採苗・育苗

- 採苗は 11 月 4 日午前 5 時から開始され、福岡県有明海では過去最も遅い採苗開始となった。
採苗時の水温は、18~19°C 台、採苗は概ね 7 日までに終了した。芽付きは「適正」~「厚め」が中心であった。
- 9 月から継続していたコシノディスカス赤潮の影響で、採苗から冷凍入庫完了まで、栄養塩は平均で 0.1~8.3 μ M で推移した。
育苗は 16°C 前後で行われ、網汚れは少なく、育苗当初、葉長の伸びは例年に比べ少し遅かった。
- 冷凍入庫は 11 月 29 日頃から本格的に開始され、12 月 3 日で概ね終了した。
入庫時には一部を除き全域で色調が低下した。

2 秋芽網生産

- 摘採は 12 月 4 日頃から開始され、撤去日(1 月 11 日)までに 4~5 回行われた。
- 生産当初から広範囲で色落ちが確認された。12 月下旬まで一部を除く全域で色調が低下し、特に沖合域で重度の色落ちが発生した。コシノディスカス赤潮はノクチルカの増殖に伴い 12 月 11 日頃に解消、12 月 29 日には一部を除き全域で色調が回復した。
- アカグサレ病は、12 月 8 日に初認され、12 月 11 日頃から拡大、重症化し、秋芽網漁期終了まで重症の状態が継続した。特に大和、高田地区で重症化した。
- 壺状菌病は確認されなかった。
- 秋芽網の撤去は 1 月 11 日までに行われた。

3 冷凍網生産

- 張り込みは 1 月 13 日から開始され、18 日頃までに概ね終了した。冷凍の戻りは、全体的に悪い状況であった。
- 摘採は 1 月 23 日頃から開始され、網の撤去(4 月 8 日)までに 6~8 回の摘採が行われた。
- 1 月 20 日頃から珪藻プランクトンが増加傾向を示し、1 月 30 日にスケルトネマ、キートセロス、リゾソレニアの混合赤潮が発生した。この赤潮は、構成種の比率を変えながら、3 月 23 日まで継続した。ユーカンピアは赤潮化するまでの増殖はなかった。
- 栄養塩は、1 月 26 日から一部の漁場を除いて 0 台となり、漁期終盤まで低水準で推移した。
- 色落ちは、1 月 28 日に一部で色調低下、2 月 5 日には全域で重症化し、2 月 20 日まで継続した。2 月下旬の降雨の影響により、大川、柳川地区の一部の漁場では 2 月 24 日以降、色調の改善が確認されたが、大和~大牟田地区の漁場では、珪藻プランクトンの赤潮が終息する 3 月下旬まで色落ちが継続した。
- アカグサレ病は、出庫 7 日後の 1 月 20 日に感染が確認され、1 月下旬以降に重症化し、漁期を通じて慢性的に蔓延した。
- 3 月上旬頃頃から一部で三期作の網の張込みが開始され、主に 3 月下旬に摘採された。
- 壺状菌病は確認されなかった。
- 4 月 8 日までに網の撤去、4 月 30 日までに支柱の撤去を終えた。

4 生産の状況

○秋芽網生産

生産枚数	3.75 億枚	(過去 5 年比 : 88%)
生産金額	81.8 億円	(過去 5 年比 : 106%)
平均単価	21.8 円/枚	(過去 5 年比 : +3.71 円)

○冷凍網生産 (第 9 回入札時点)

冷凍網

生産枚数	4.19 億枚	(過去 5 年比 : 83%)
生産金額	59.3 億円	(過去 5 年比 : 88%)
平均単価	14.1 円/枚	(過去 5 年比 : +0.83 円)

○令和 7 年度生産 (第 9 回入札時点)

生産枚数	7.94 億枚	(過去 5 年比 : 85%)
生産金額	141.1 億円	(過去 5 年比 : 96%)
平均単価	17.8 円/枚	(過去 5 年比 : +1.93 円)